

【重要】「レベル2」における対面授業実施についての学部方針

令和2年6月4日

教育学部運営会議・教育学部学務係

令和2年6月1日より本学の活動制限が「レベル2」に引き下げられました。しかしながら、万が一にも感染者が出た場合の地域に及ぼす影響や社会的責任が大きい本学においては、より慎重かつ段階的な教育・研究活動の再開が求められます。「琉球大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動制限指針」（以下「指針」）で「教育活動」の「講義、演習、実習等」において「原則、遠隔講義等にて実施 学生は可能な限り自宅で受講」とある点に鑑みて、本学部においても基本的に「遠隔授業」の継続をお願いいたします。

なお、「レベル2」での対面授業実施にあたっては、5月28日付で教育・学生支援担当理事から発出された「活動制限指針『レベル2』における授業の実施に関するガイドライン」（別添）に従うよう指示が出ています。同ガイドラインには、

- ・授業は原則、遠隔で実施することに変更はありません。
- ・今学期に単位を取得させないと後学期以降の履修や進級が困難となる科目で、対面において実施する必要があるものとして部局長等が承認するものが対象となります。

とあり、この条件に従いつつ、教育学部においては先に実施した「対面授業希望調査」で回答のあった科目のうち、「レベル3」で承認した実習系科目に加えて、「3密」を回避しうると判断できる科目について、対面授業を承認いたします。対面授業を希望された先生は別添のエクセル表「授業方法&対面授業承認科目リスト」を御覧いただき、ご自身の科目が承認されているかどうかをご確認ください。

「レベル2」においても学生部教育支援課からの求めに応じて、本文書1. に示す条件・ルールを満たす科目を「対面授業実施予定科目」として報告します。1. をお読みのうへ、対面授業が承認された科目については、別紙「対面授業実施申請書」に必要事項を記載し、6月5日正午までを目処に学務係にご提出ください。（「レベル3」で既に承認されている場合は必要ありません。）提出を終えた科目から順次、実施を可とします。

次ページ以降は、「レベル3」で発出した文書をもとに、「レベル2」において対応が変わった点を赤字表記したものです。学生への指導・指示についても触れていますので必ずお読みくださり、本学・本学部から感染者を出さないよう、お力添えをお願いします。

対面授業を実施できる場合も、遠隔授業と柔軟に組み合わせるなど、学生・教員ともに感染のリスクを極力回避するための工夫をお願いします。この学生たちが間もなく教育実習のために学校現場に入ることを念頭に、ここに示す感染防止策を定着させ、学校現場でも適切なふるまいができるよう、ご指導ください。

以下は、「レベル3」で発出した文書をもとに、「レベル2」において対応が変わった点を赤字で示したものです。必ず最後まで、目を通してください。なお、教育学研究科（修士課程・教職大学院）の授業等においても、こちらの方針に準じてご対応ください。

1. 「レベル2」における対面授業実施の条件・ルール

- ①【授業内容】学生が今年度実施する教育実習（3年次の附属実習、4年次のオプション実習）で確実に単位取得するために必要な事前指導に関する科目。加えて、今学期に単位を取得させないと後学期以降の履修や進級に支障をきたし、対面において実施する必要がある科目。なお、事前の「対面授業実施希望調査」に回答していること。
- ②【受講者数と使用教室】基本的に15名以下であること。15名を超える場合は、グループ分けによる分散実施にご協力ください。また、使用教室については、受講者および担当教員の合計人数が収容能力人員の5割以下に収まるサイズ（注）の教室をお使いください。下記の1階の教室はいずれも使用可能です。

（注）ただし1階の教室については、5割以下であっても、一つの長机に複数の学生が着席する状況を避けてください。

（参考）教育学部本棟の教室収容能力人員と対面授業実施可能人数

| 教室名 | 本来の収容能力 | 教室名 | 本来の収容能力 |
|------|----------|------|---------|
| 教101 | 81 | 教105 | 28 ※2 |
| 教102 | 63 | 教106 | 63 |
| 教103 | 63 | 教107 | 42 |
| 教104 | （使用不可）※1 | 教108 | 42 |

※1 当教室については、本学部の会議時間帯である水曜午後以外は、Wi-fi環境を求める学生がノートパソコン等を持ち込み遠隔授業を受講するために開放します。

※2 当教室はスリッパ使用の教室ですが、当面備品のスリッパ使用を禁止します。学生に個人の上履き・スリッパ等を持参させるか床を拭くかで対応してください。

- ③【除菌・消毒】教員は必ず、対面授業開始前に事務室から除菌用備品（ウェットシートまたはスプレーとティッシュペーパーのセット）を借り出し、授業終了後に学生に、自らが使用した机や椅子の背等、手を触れた箇所を拭かせてください。教員は、黒板消しやホワイトボードクリーナー等の拭き取りをしてください。なお、スプレー使用の場合は学生に触れず、教員が噴射するようにしてください。
- ④【学生自身の感染防止策の徹底】マスクの着用を義務付け、入室前と退室後に手洗いや手指消毒を徹底してください。マスクを持参していない学生には、事務室で使い捨

てマスクの給付を受けるよう、ご指示ください。37度以上の発熱がある学生、体調に違和感がある学生は出席を自粛するようご指導ください。

- ⑤【学生の教室内の言動への指導】使用する机・椅子以外には極力触れず、教室空間を十分に活かし間隔を空けて着席させてください（教員による座席指定が望ましい）。グループ活動は推奨できませんが、実施する場合は長時間になることを避け、教員が一定の距離を保つよう指導してください。**近距離でのディスカッションはしないでください。また、複数の学生による教具の共用を極力避け、どうしても必要な場合は使用後に除菌・消毒が可能なものだけにしてください。**
- ⑥【換気】1階の教室については、夏日であることを目安に授業中は冷房を使用できませんが、**30分に1回程度、換気（窓とドアを開放する）時間を設定してください。**各専修が管理する教室等についても、これに準ずるものとします。
- ⑦【授業開始・終了時間の厳守】**前後の**時間に遠隔授業を受講する学生のために、**授業開始・終了時間を厳守**してください。（上記の除菌・消毒徹底のために、ゆとりをもって授業を終了していただきますようお願いいたします。）遠隔授業は自宅で受講するのが原則ですが、**登校・帰宅**が間に合わない学生に対しては、デバイス所持の場合は104教室、デバイスがない場合は201教室が使用できることをお伝えください。
- ⑧【学生の出欠】ウイルスに対する身体的・精神的な不安から対面授業への出席を望まない学生に対しては、**無理に授業に参加させず、適宜課題を課すなどの柔軟な対応**を行ってください。心身の健康保持のために県外の実家に帰省している学生については、無理な帰沖を強いないようお願いいたします。また、今学期の成績評価に関しては、出席回数を弾力的に扱っていただきますよう、重ねてお願いいたします。
- ⑨【事前・事後報告書の提出】万全の注意を払い、情報の把握に努めるために、**対面授業を実施した場合は、実施報告書（別添書式参照）の提出を必須とします。**

※一階の教室（教育実践棟を含む）を使用する場合は、一回の授業ごとに事前報告書を添付ファイルまたは印刷により学務係に提出し、使用教室を確保する（可能な限り、使用教室を分散させたいため）→授業前に学務係から返却・返信するので、授業後は事後報告書として再提出する。

※各専修が管理する教室等を使用する場合は、事後報告書のみ学務係に提出する。

2. 「レベル1」における対面授業実施に向けて

「指針」の「レベル1」では、「講義、演習、実習等」について「原則、遠隔講義等にて実施 学生は**自宅での受講を推奨**」と示されているほか、「※感染拡大防止の措置を講

じた上で、~~かつ、部局長等の承認を得た場合にのみ~~対面講義等の実施を可とする」と注記されています。

現在のところ、「レベル2」で承認された授業のほか、**下記の条件・ルールに従うことが可能な科目が可能であると考えます。**

①【授業内容】学生が当該科目の単位を取得するに足る学修内容を満たすために、一定時数の対面による授業が**真に**必要な科目であること。~~原則、実技や実験、実習を伴う科目とする。~~

②～⑨は、上記1. に準ずる。（内容を必ずご確認ください。）

なお、「レベル1」では学部長の承認が必要ありませんので、個々の教員による適正な判断と自己管理をよろしくお願いいたします。

3. 「レベル2」における学生への指導・指示について

「指針」の「レベル2」においては、**下記を予定していますので、教員からのご指導を適宜お願いします。**

- ①【入校できる学生】下記に限ります。~~入校する学生には名札ケースを持参させ、学務係で発行する「教育学部入校許可カード」を入れて身に付けさせます。~~
 - ・対面授業を受講する
 - ・オンライン型遠隔授業を受講するためのデバイスがない、または自宅の通信環境が整っていない
 - ・対面授業を受講するため自宅でオンライン型遠隔授業が受けられない（対面授業の前後の時間帯の授業を履修している）
 - ・修学に関する相談等、喫緊の用事が指導教員や事務室にある
- ②【校舎内に留まる時間】上記①に該当する時間のみであり、それが終了し次第、すみやかに帰宅することを促します。
- ③【校舎内での居場所】必要最小限の時間帯において、下記のとおりとします。
 - ・対面授業のため登校する3・4年次で専修の学生研究室がある場合は「3密」を避けて利用可。（同時間帯に多くの学生が滞在、談笑することがないように、主任や指導教員の指導をお願いいたします。）また、1・2年次については教104室を利用可。
 - ・オンライン型遠隔授業を受講するためのデバイスがない学生は、教201室を利用可。（入室ルールを厳守すること。）

- ・オンライン型遠隔授業を受講するための通信環境が自宅にない学生は、教104室を利用可。（入室ルールを厳守すること。）
 - ・対面授業のために登校し、移動時間がなく自宅でオンライン型遠隔授業を受けられない場合は、教201室または教104室を利用可。（入室ルールを厳守すること。）
 - ・ラウンジは引き続き利用不可とします。
- ④ 【日常の健康管理】 以前から推奨している、朝晩の体温測定はじめ日々の健康チェックを怠らないこと、特に今年度の教育実習を予定している学生には、今から習慣づけておくことを指導しています。
- ⑤ 【メンタルケア】 教員の皆様には引き続き年次指導教員を中心に、LINE やメール等により、定期的に学生の心身の健康状態をご確認くださいよう、お願いいたします。様子が気になり、研究室等で対面したい学生がいる場合には、学務係にご相談ください。
- ⑥ 【修学支援】 保護者および本人の経済的状況が苦しく修学に困難をきたす学生に対しては、大学内外で多くの支援が実施（実施予定）されています。情報をまめにチェックして、ぜひ機会を活かすよう、適宜ご指導ください。
- ※教員の皆様には、学内外で実施されている各種寄附制度に、ぜひご協力くださいますよう、お願いいたします。例えば下記は、15日に公表された「琉球大学生生活支援奨学金（無利息貸与）」の原資となります。
- 参照（琉大公式HP） <https://www.u-ryukyu.ac.jp/news/13168/>
- ※下記のサイトには、「学生支援緊急給付金給付事業」「授業料免除」「奨学金」等の情報がコンパクトにまとめられています。ご確認ください、該当するような学生にはご紹介ください。
- 参照（琉大公式HP） <https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/support/>
- ⑦ 【大学院生の指導について】 大学院生については、「指針」の「レベル2」に引き続き「研究活動：学生」の「大学院生については、指導教員による感染拡大防止の措置および指導の下、細心の注意をはらって研究を実施」に基づき、対面での研究指導・論文指導が可能です。
- ⑧ 【帰省先から戻る学生について】 帰省している学生がいる指導教員におかれては、「レベル2」までは、県外から帰沖した際に2週間の自宅待機をご指導ください。「レベル1」になった場合は、本人の体調に問題がなければ直後からの登校が可能です。

以上